

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成23年12月27日付けで行った「速度測定をした場所の図、記録した機器『速度測定・映像等』関係資料のうち、訴訟に関する書類」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）の開示をしない旨の決定及び「速度測定をした場所の図、記録した機器『速度測定・映像等』関係資料のうち、速度測定をした場所の図及び映像（訴訟に関する書類を除く。）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）の開示をしない旨の決定は妥当である。

2 審査請求等の経緯

(1) 処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成23年12月1日付けで「速度測定をした場所の図、記録した機器『速度測定・映像等』関係資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成23年12月27日付けで、本件対象保有個人情報1について開示をしない旨の決定（以下「本件処分1」という。）及び本件対象保有個人情報2について開示をしない旨の決定（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(2) 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法に基づき、実施機関の上級庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し平成24年2月25日付けで本件処分1及び2の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。なお、審査請求人は、平成24年3月12日付けで本件審査請求の趣旨及び理由を補正した。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について平成24年5月23日、諮問庁から条例第4

本件対象保有個人情報1のうち、「速度測定結果記録書」には、違反者氏名、違反車両の登録番号、測定時分及び違反時の測定速度のほか、測定状況として、使用測定機の名称、測定場所及び測定状況を示した略図が、「速度違反取締り記録書」には「速度測定結果記録書」から転記した、違反車両の登録番号、測定時分、違反時の測定速度、使用測定機の名称及び測定場所のほか、車名、塗色、車種及び測定時における違反車両の走行状況が記録されている。これら本件対象保有個人情報1は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ることを目的とした道路交通法違反事件捜査に伴い、同法第22条第1項に定める「車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を（中略）超える速度で進行してはならない。」との規定に基づいて、違反車両が道路標識等により定められた最高速度をどの程度超過して進行したかを明らかにすることより、違反事実を立証するために司法警察職員が作成したものであって、訴訟に関する書類に該当する。

なお、訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれる。また、平成16年1月16日大阪地方裁判所判決においては「裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当」とされている。

イ 条例第60条第2項の該当性について

条例第60条第2項は、「第4章の規定は、（中略）法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない。」と規定している。

また、刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関

する法律（平成15年法律第59号）第4章の規定は、適用しない。」と規定している。

したがって、訴訟に関する書類に記録されている個人情報については、開示請求について定めた条例第15条の規定を含む条例第4章が適用されず、開示請求の対象とならない。

ウ 以上、ア及びイのとおり、本件対象保有個人情報1は開示請求の対象とならないため、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 本件処分2について

ア 本件に係る速度取締りは定置型のレーダー式車両走行速度測定装置を使用して実施したものである。定置型のレーダー式車両走行速度測定装置は、毎年定期点検を実施してその精度を確保している。また、速度取締りに際しては、実施前後に装置の感度を確認し、装置に接続した機器の配線や接続状態の点検を行うとともに、実際に車両を使用した試験を行って測定結果の正確性を担保しているため、当該速度測定装置による計測結果のみにより違反事実を立証することが可能である。

したがって、前記「速度測定結果記録書」に印刷された略図に測定場所、道路の幅員、速度測定地点と車両の停止地点等を記入した他には図を作成しておらず、取締り対象となる車両の違反時の状況や取締りの実施状況について、映像による記録を作成する必要もないことから、速度測定をした場所の図、速度測定に係る映像等及び速度測定関係資料は、前記した本件対象保有個人情報1以外には存在しなかった。

イ 以上のことから、実施機関は本件対象保有個人情報1以外の個人情報については保有しておらず、存在しないため不開示としており、その判断は妥当である。

(4) 前記(1)ないし(3)のとおり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないことから、本件処分1及び2は妥当なものである。

5 審査会の判断

審査請求人及び諮問庁の主張と本件対象保有個人情報1及び2について調査審議した結果、当審査会は以下のように判断する。

(1) 本件処分1について

ア 本件対象保有個人情報1について

本件対象保有個人情報1は、「速度測定をした場所の図、記録した機器『速度測定・映像等』関係資料のうち、訴訟に関する書類」であり、具体的には、「速度測定結果記録書」及び「速度違反取締り記録書」に記載された審査請求人に係る保有個人情報である。そして、「速度測定結果記録書」及び「速度違反取締り記録書」は、道路交通法等違反事件を迅速に処理するために地方検察庁検事正からの指示によって定められた共用書式であり、本件対象保有個人情報1も道路交通法違反事件捜査の過程において審査請求人の違反事実を立証するために司法警察職員が作成し保管しているものと認められる。

実施機関は、本件対象保有個人情報1について条例第60条第2項により条例第4章の規定が適用されないとして開示をしないこととする本件処分1を行っているので、本件対象保有個人情報1に対する条例の規定の適用の可否について、以下検討する。

イ 本件対象保有個人情報1に対する条例の規定の適用の可否について

(ア) 条例第60条第2項は、「第4章の規定は、(中略)法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない。」と規定している。そして、刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記載されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しない旨を規定している。

(イ) 刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告人事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるが、同条が「訴訟に関する書類」を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定の適用から除外した趣旨は、これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが多いものであること等によるものであると解される。かかる趣旨からすれば、同条の「訴訟に関する書類」は、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管しているものも含まれると解される。

(ウ) しかるに、本件対象保有個人情報1は、上記アのとおり、司法警察職員が道路交通法違反事件捜査に関して作成し保管している書類であることから、刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当し、条例第60条第2項により条例第4章の規定は適用されないこととなる。

ウ 以上のことから、本件処分1は妥当である。

(2) 本件処分2について

ア 本件対象保有個人情報2について

本件対象保有個人情報2は、「速度測定をした場所の図、記録した機器『速度測定・映像等』関係資料のうち、速度測定をした場所の図及び映像（訴訟に関する書類を除く。）」である。

実施機関は、本件対象保有個人情報2について保有しておらず存在しないとして開示をしないこととする本件処分2を行っているので、本件対象保有個人情報2の存否について以下検討する。

イ 本件対象保有個人情報2の存否について

本件対象保有個人情報2の存否について、実施機関は、上記4(3)アのとおり説明しており、この説明に不自然、不合理な点は認められない。

ウ 以上のことから、本件処分2は妥当である。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

海老原夕美、高佐智美、松村雅生

審査会の経過

年月日	内容
平成24年 5月23日	諮問を受ける（諮問第64号）
平成24年 5月23日	諮問庁から理由説明書を受理

平成24年 6月 5日	審査請求人から意見書を受理
平成24年 9月28日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成24年10月23日	審査請求人から資料を受理
平成24年10月24日	審議
平成24年11月29日	審査請求人から資料を受理、審査請求人による意見陳述及び審議
平成25年 1月31日	審議
平成25年 3月25日	審議
平成25年 3月29日	答申